

社会福祉法人 余市町社会福祉協議会組織・機構図

【任意団体設立】昭和28年6月 【法人設立】昭和52年7月7日

●監査機関

監事（2名以内）

- ・社会福祉事業について識見を有する者
- ・財務管理について識見を有する者

- ◀理事の職務執行を監査し、法令で定める監査報告を作成する
- ◀必要な時は理事及び職員に対し、事業の報告を求め、法人の業務及び財産状況の調査をすることができる

評議員選任・解任委員会（3名）

- 〔外部委員1名 監事1名〕
- 〔事務局長1名〕

- ◀評議員の選任及び解任について審議し、決定する

●執行機関

理事会（6～12名以内）

- 〔会長1名/理事長〕
- 〔副会長2名〕

- ・住民代表
- ・社会福祉関係団体
- ・関係行政機関
- ・知識経験者

- ◀法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、会長の選任及び解職

評議員会（7～25名以内）

- ・住民代表
- ・社会福祉関係団体
- ・関連団体
- ・知識経験者

- ◀法人運営のルール・体制を決定するとともに、役員等の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する役割

●議決機関

事務局

- ・事務局長1名
- ・常勤職員4名

事業4部門

1. 法人運営部門（総務係）

- ・適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な各部門間の調整などを行う社協事業全体の管理業務を行う部門

2. 地域福祉活動推進部門（地域福祉係）

- ・地域住民や地域のあらゆる団体、組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決に向けた取組みを計画的、総合的に推進する部門

3. 福祉サービス利用支援部門（生活支援係）

- ・福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談、支援活動、情報提供、連絡調整を行う部門

4. 在宅福祉サービス部門（在宅支援係）

- ・多様な在宅福祉サービスを提供する部門